

令和7年5月9日(金)
全員協議会資料
総務部企画課

第六次富士市総合計画後期基本計画

策定方針（案）

令和7(2025)年4月

富士市総務部企画課

◀ はじめに ▶

本市では、第六次富士市総合計画を令和4(2022)年度にスタートしました。

計画期間は、基本構想10年間、前期基本計画5年間であり、前期基本計画が令和8年度に終了となることから、後期基本計画を令和7(2025)年度から令和8(2026)年度までの2か年にかけて策定します。

後期基本計画は、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化に加え、激甚化する自然災害など、喫緊の課題に的確に対応するとともに、社会情勢の変化が著しい時代においても、本市が持続可能な都市として、基本構想で掲げためざす都市像「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」を具現化する計画とする必要があります。

この策定方針は、めざす都市像の具現化に向けた課題を市民や事業者等の皆様と共有しながら、オール富士市の体制で計画策定に取り組むにあたり、そのスタートとして基本的な考え方をとりまとめるものです。

◀ 目 次 ▶

1. 富士市の総合計画 1

- (1) 総合計画の位置付け
- (2) 総合計画の役割
- (3) 第六次富士市総合計画

2. 第六次富士市総合計画後期基本計画の策定方針 3

- (1) 策定のねらい
- (2) 策定の基本姿勢
- (3) 計画の構成(案)

3. 策定体制 5

- (1) 庁内体制
- (2) 市民参画体制

4. 策定スケジュール 7

1. 富士市の総合計画

(1) 総合計画の位置付け

全国の地方自治体の多くは、めざす都市の将来像、まちづくりの方向性や目標を明らかにし、これを達成するための基本的な施策の大綱を示した基本構想、基本構想を実現するために取り組む具体的な施策の体系を明らかにした基本計画、基本計画で定めた施策を具現化するための事業を示した実施計画などからなる「総合計画」を策定し、市政運営を行っています。

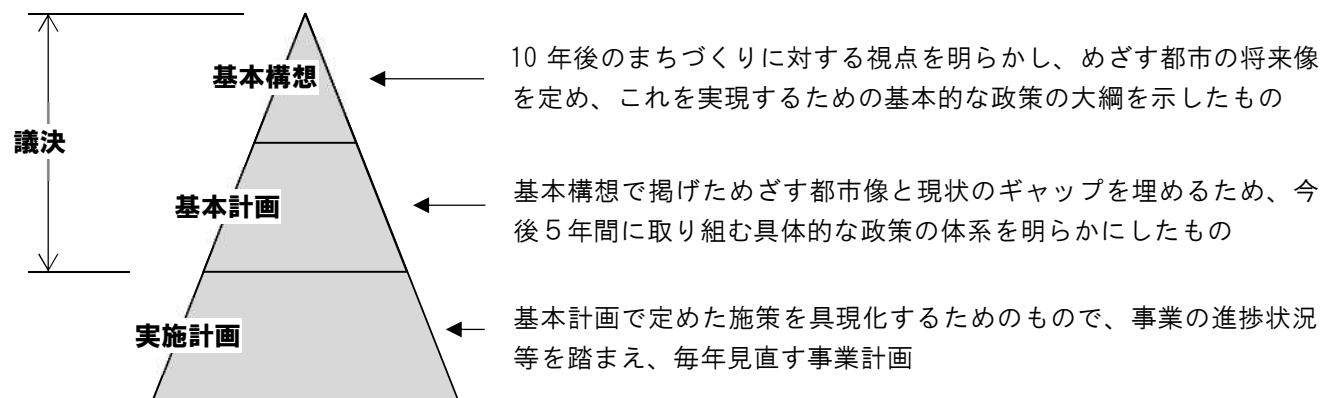
本市においては、「富士市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」が平成 22(2010)年 10 月 8 日に施行され、基本構想及び基本計画の策定、変更または廃止について、市議会の議決を経ることになっています。

このため、現行の第六次富士市総合計画（基本構想及び基本計画）は、本市の市政運営の最上位計画として、令和 3(2021)年度に市議会の議決を経て策定しています。

前期基本計画では、基本構想に掲げためざす都市像「富士山とともに 輝く未来を拓くまちふじ」の実現に向けた取組を着実に推進してきました。

後期基本計画においては、基本構想を踏襲するとともに、現状を把握した上で、めざす都市像の実現に向けた具体的な政策を明らかにしていく必要があります。

<計画の構成>



(2) 総合計画の役割

本市の総合計画は、次のとおり 4 つの指針としての役割を持っています。

<総合計画の役割（4 つの指針）>

- ・ 市民や事業者の皆様、行政が共通して目指すまちづくりを進めるための指針
- ・ 市財政の長期的な展望を踏まえながら、総合的かつ計画的な行政経営を行うための指針
- ・ 市の最上位計画として、各分野における個別計画を策定する際の指針
- ・ 国・県などが本市に係る計画策定や事業を実施する際に、最大限尊重されるべき指針

(3) 第六次富士市総合計画

第六次富士市総合計画は、平成 30(2018)年度から令和 3(2021)年度までに、多くの市民や関係者の意見を反映し策定しました。

計画の構成は、基本構想・基本計画・実施計画の 3 層で構成しています。

計画期間については、基本構想は令和 4(2022)年度から令和 13(2031)年度までの 10 年間とし、基本計画は前期 5 年間、後期 5 年間としています。

めざす都市像は、「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」と定め、本市の将来像を描き、地域の個性を活かした、よりよいまちづくりを計画的に進めるための指針として、次の 7 つの基本目標を掲げています。

<計画の期間>

	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
基本構想	基本構想 (10 年間)									
基本計画	前期基本計画 (5 年間)					後期基本計画 (5 年間)				
実施計画	前期実施計画 (5 年間) ※毎年度見直し					後期実施計画 (5 年間) ※毎年度見直し				

<基本構想>

めざす都市像 **富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ**



2. 第六次富士市総合計画後期基本計画の策定方針

(1) 策定のねらい

第六次富士市総合計画は、10年後を見据えた構想である基本構想と、めざす都市像の具現化に向けた5年間の具体的な政策である前期基本計画を、総合計画審議会をはじめ無作為抽出による120人の市民からなる懇話会等の意見を踏まえて策定しました。

基本構想は、時代の展望や市民意識などを踏まえ、長期的な視点からめざす都市像や基本目標などを定めたものであり、10年という期間の中で一貫したまちづくりを行うためのめざすべきまちの姿であることから原則的に見直しは行いません。

一方で、前期基本計画の策定から今日までの間には、時代の変化などに伴い、乗り越えなければならない新たな課題等が生じてきています。

我が国最大の危機と言われる急速な少子化は、本市においても例外ではなく、少子化の進行に伴う人口減少に対し、総力を挙げて取り組まなければなりません。

また、全国各地で豪雨災害が頻発化、激甚化するなど、予測困難な自然災害が多発するとともに、物価高騰や企業等における人手不足などの課題は未だ山積しています。

さらに、富士駅北口の再整備、新富士駅南地区の土地区画整理、新病院の建設など、本市の大規模投資事業については、計画通りに前進させる必要があります。

これらの課題に的確に対応し、引き続き、子どもたちの笑顔があふれ、若い世代が将来に希望を持ち、だれもが元気に生きがいをもって暮らしていけるよう、本市を持続可能な都市としていくための指針として、第六次富士市総合計画後期基本計画を策定します。

(2) 策定の基本姿勢

策定にあたっては、着実に推進してきた取組の更なる進展を図り、基本構想に掲げためざす都市像の実現に向け、時勢や現状の取り組むべき新たな課題等を踏まえ、時代に即した柔軟かつ積極的な取組を展開する基本計画を策定するため、次の基本姿勢のもと取り組みます。

＜市民の声と現場主義＞

市民の声を反映するため、審議会や懇話会の設置、ウェブサイトの活用、世論（アンケート）調査やパブリックコメント等を実施し、市民活動や企業活動の現場からの問題提起や、行政サービスの最前線での具体的な課題を踏まえ、計画策定の透明性及び公平性の確保を図りながら計画を策定します。

＜前期基本計画の振り返りと基本構想を踏まえた後期基本計画の策定＞

世論調査やモニターアンケートによる満足度調査や各種統計資料等により、行政に求められていることや前期に実施した施策の効果を把握・整理するとともに、前期基本計画の期間中に生じた新たな課題や時代の潮流を踏まえた施策を後期基本計画に取り入れるなど、基本構想に掲げためざす都市像の実現に向け、着実に遂行できる計画づくりを行います。

＜新たな総合戦略との一体的な策定＞

本市における総合戦略（現：富士市デジタル田園都市総合戦略）は、総合計画の基本計画と計画期間を合わせ、総合計画の重点戦略として策定しているため、今回の後期基本計画策定に合わせ、重点課題に対応する戦略を明確にするとともに、総合計画との関係性をより分かりやすくして一体的に策定します。

(3) 計画の構成（案）

第六次富士市総合計画は多くの市民や関係者の意見を反映し、基本構想を策定していることから、後期基本計画においても基本構想に掲げためざす都市像や政策の大綱（基本目標）を踏襲するとともに、構成（案）を次のとおりとします。

<構成（案）>

Ⅰ 後期基本計画	(1) 総論	第 1 章	計画策定の趣旨（情勢含む）
		第 2 章	前期基本計画の振り返り
		第 3 章	市民意識
		第 4 章	計画のフレーム（人口・世帯、土地利用、財政）
		第 5 章	めざす都市像の実現に向けた総合的な取組
		第 6 章	政策の体系
	(2) 各論	基本目標 1	「安心できる暮らしを守るまち」
		基本目標 2	「次代を担うひとを育むまち」
		基本目標 3	「支え合い健やかに過ごせるまち」
		基本目標 4	「豊かな環境を保ち継承するまち」
		基本目標 5	「活力を創り高めるまち」
		基本目標 6	「魅力を活かし人と人を繋ぐまち」
		基本目標 7	「快適な暮らしを続けられるまち」
	(3) 推進にあたって	第 1 章	総合計画を推進するための取組
		第 2 章	進行管理
Ⅱ 総合戦略	(1) 長期ビジョン		人口の動向分析 ほか
	(2) 総合戦略		戦略の体系、地域ビジョン ほか
Ⅲ まちづくり行動計画			26 地区
Ⅳ 資料編			基本構想、策定の経緯、関連資料等

3. 策定体制

第六次富士市総合計画前期基本計画の策定体制を参考に、基本姿勢のとおり、市民の声や現場主義を念頭においた計画づくりが行える体制を整えます。

富士市附属機関設置条例に基づき市民・関係機関が入った審議会を開催するとともに、市民の声を汲み取るため、前期基本計画策定時の市民懇話会にて無作為抽出で選出したメンバーを中心に構成する市民懇話会を設置するほか、全ての職員が課題意識を持ちながら英知を結集して策定にあたります。

(1) 庁内体制

計画の策定にあたっては、第六次富士市総合計画前期基本計画の策定体制と同様に、策定委員会と策定プロジェクト会議及び各課計画会議を組織し、市民意見を踏まえるとともに、各事業の現状、課題、社会経済構造等の変化に伴う将来的な対応を検討できる横断的な体制とします。

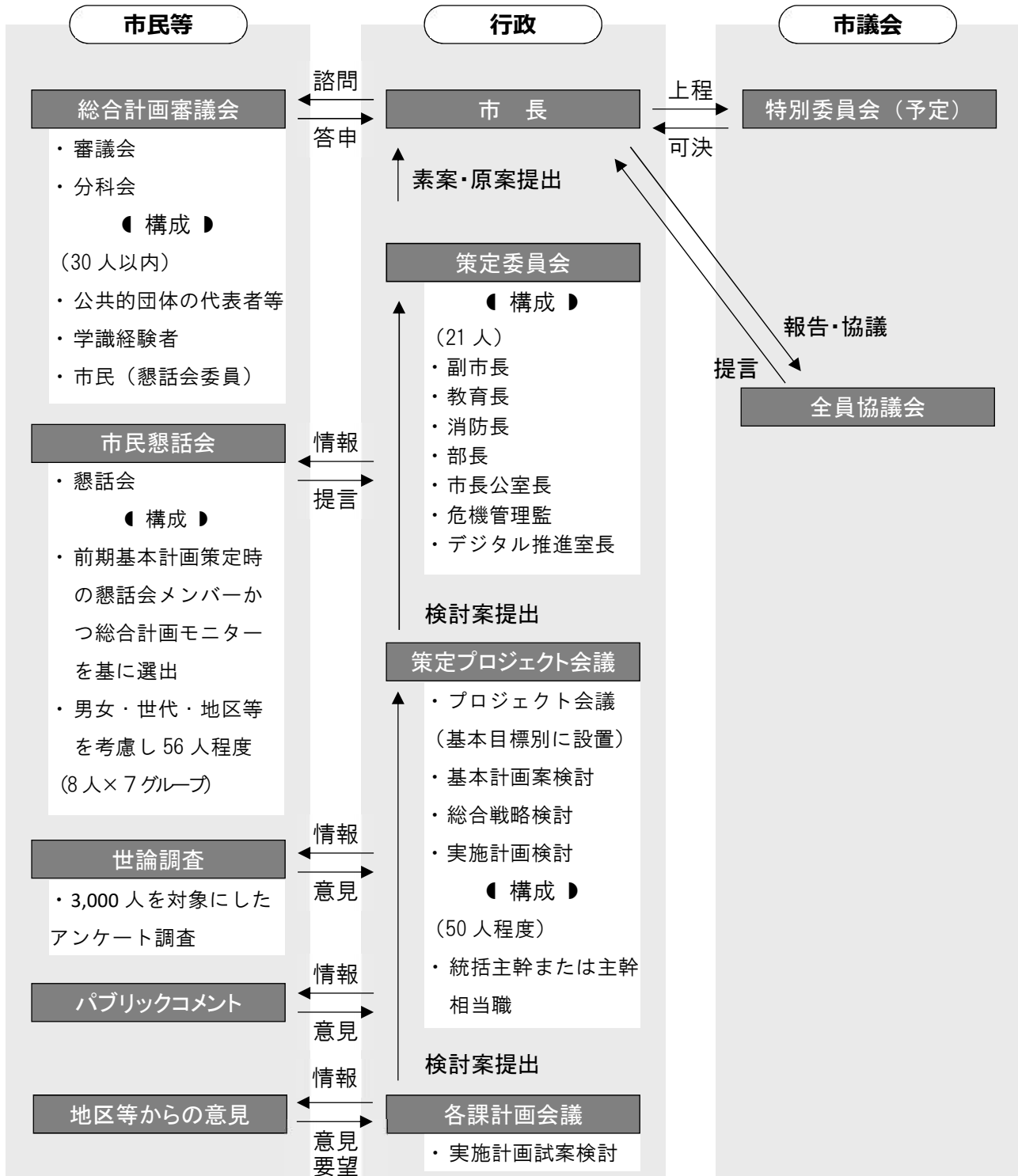
- | | |
|---------------------|---|
| ① <u>策定委員会</u> | －委員長・副委員長を副市長とし、委員には教育長及び部長の職にある者をもって組織し、計画策定に係る総括的なとりまとめを行います。 |
| ② <u>策定プロジェクト会議</u> | －構成員は、統括主幹または主幹相当職を各分野から計 50 人程度を選任し、計画の素案・原案の作成にあたります。 |
| ③ <u>各課計画会議</u> | －各課において、課長・統括主幹・主幹相当職による計画会議を組織し、所管事務事業について検討し、地区や市内各団体からの要望の回答や計画策定に伴う調書の作成にあたります。 |

(2) 市民参画体制

市民と行政が課題を共有し、広く市民意見の収集と周知を図るため、次のような市民参画の体制とします。

- | | |
|-----------------------------|---|
| ① <u>総合計画審議会</u> | －条例に基づき、基本計画を審議対象とした総合計画審議会を設置・開催します。委員は 30 人以内とし、公共的団体の代表者等・学識経験者・市民に委嘱し、市長の諮問事項について審議を行っていただきます。 |
| ② <u>市民懇話会</u> | －市民の声を代弁し、全市的な提言をいただく場として、前期基本計画策定時に無作為抽出した懇話会参加者等から前期の振り返りや比較・検証を行いながら議論をしていただくため、男女・年代・地区等に配慮した構成の市民懇話会を設置・開催します。 |
| ③ <u>世論調査・パブリックコメントの実施等</u> | －総合計画前期基本計画策定時と同様に、3,000 人を対象にした世論（アンケート）調査やパブリックコメントを実施し、市民意見の収集・周知を幅広く行います。 |
| ④ <u>地区等からの意見の反映</u> | －各地区まちづくり協議会や各種市民団体に、今後の市政や各地区のまちづくり等について、提案や要望をいただき、計画に反映します。 |

<策定体制図>



4. スケジュール

前期基本計画期間の振り返りや、市民参画等による意見を踏まえながら、全庁による議論を行い、総合計画審議会及び市議会での審議を経て策定します。

年度／月		R7(2025)				R8(2026)				R9(2027)
区分		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4月～
策定作業										
	策定方針									
	前期振り返り									
	人口等分析									
	素案作成									
	パブコメ案作成									
	議案作成									
	冊子作成									
会議等										
庁内	策定委員会	●		●	●	●		●		
	プロジェクト会議	総論・各論（素案検討）								
	各課計画会議	前期評価		素案検討		実施計画等				
市民	市民懇話会		4回程度→提言							冊子配布
	世論調査									広報等
	事業所等アンケート									
	パブコメ等									
	各地区		意見・要望		まちづくり行動計画					説明会
	総合計画審議会			●	●	●●諮問	●	答申		
議会	全員協議会	●			●	●		●		
	特別委員会（予定）							議決		



富士市

Fuji City

第六次富士市総合計画後期基本計画策定方針

富士市総務部企画課

令和7(2025)年4月